

1. 検討経緯

こいしわらがわ

小石原川ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から九州地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、検証要領細目に基づき、小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1. 2-2 に示すとおり計 4 回の検討の場を開催し、小石原川ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の 4 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 24 年 3 月 29 日から 4 月 27 日まで、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の目的ごとに「これまで提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

なお、小石原川ダム建設事業の検証に係る検討フローを図 1-1 に示す。

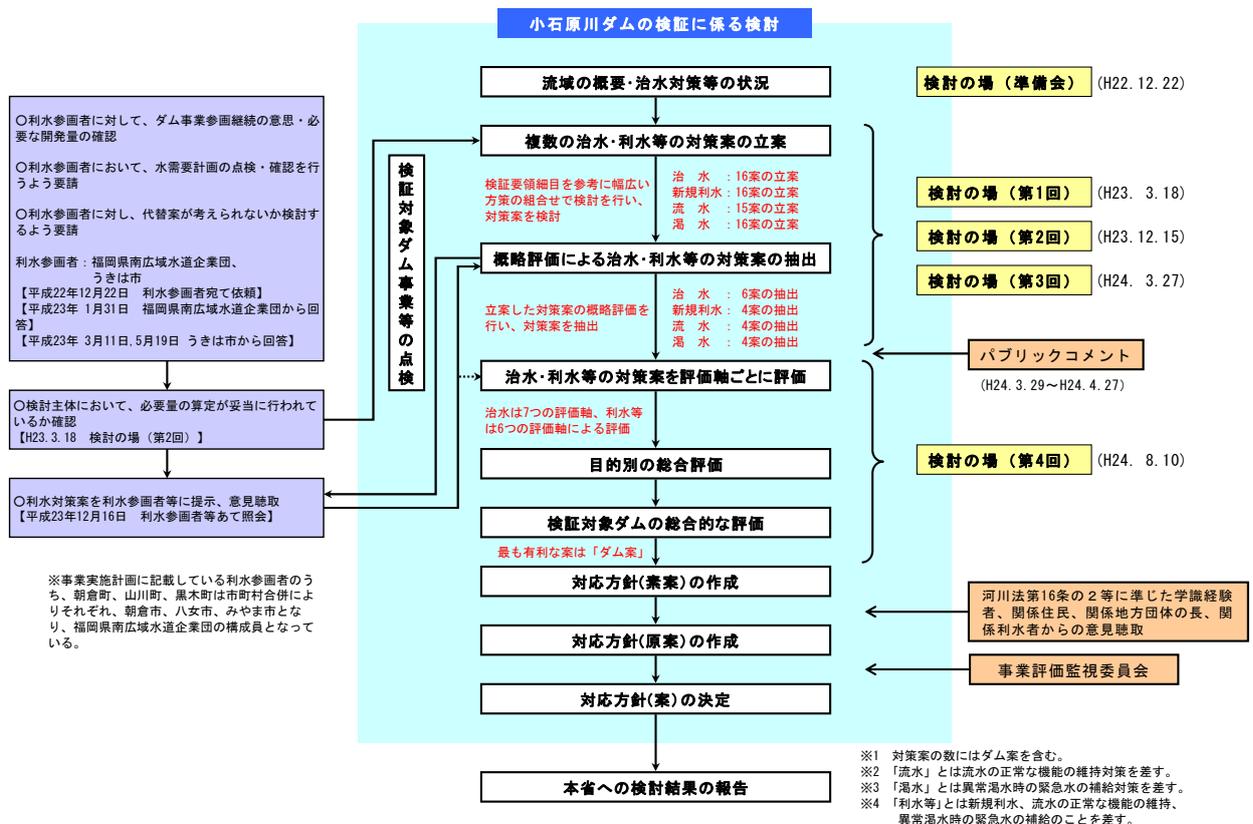


図 1-1 小石原川ダム建設事業の検証に係る検討フロー図

1.1 検証に係る検討手順

小石原川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「小石原川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、事業の投資効果に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダムの概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、小石原川ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持の対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持の対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持の対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは小石原川ダムを含む案とし、その他に小石原川ダムを含まない方法による15案、計16案の治水対策案を立案した。その結果等は4.2.1～4.2.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

小石原川ダムを含まない15案の治水対策案について概略評価を行い、小石原川ダムを含む6案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は4.2.4に示すとおりである。

(3) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した6案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.5及び4.6.1に示すとおりである。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 利水参画者に対する確認・要請

小石原川ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検、確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成22年12月22日付け文書にて要請し、利水参画者から回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである。

(2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の1つは小石原川ダムを含む案とし、その他に小石原川ダムを含まない方法による15案、計16案の新規利水対策案を立案した。その結果等は4.3.3及び4.3.4に示すとおりである。

(3) 利水参画者等への意見聴取を行う新規利水対策案の抽出

小石原川ダムを含まない15案の新規利水対策案について概略評価を行い、小石原川ダムを含む7案の新規利水対策案の抽出(案)を作成し、利水参画者等へ意見聴取を行うこととした。その結果等は4.3.5に示すとおりである。

(4) 複数の新規利水対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略検討により作成した、小石原川ダムを含む7案の新規利水対策案の抽出(案)について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年12月16日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は4.3.6に示すとおりである。

(5) 意見聴取結果を踏まえた概略評価による新規利水対策案の抽出

利水参画者等への意見聴取結果等を踏まえて、小石原川ダムを含む4案の新規利水対策案の抽出を行った。その結果等は4.3.7に示すとおりである。

(6) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の新規利水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.3.8及び4.6.2に示すとおりである。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは小石原川ダムを含む案とし、その他に小石原川ダムを含まない方法による14案、計15案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。その結果等は4.4.1～4.4.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

小石原川ダムを含まない14案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、利水者等からの意見も踏まえて、小石原川ダムを含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は4.4.4に示すとおりである。

(3) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.4.5及び4.6.3に示すとおりである。

1.1.4 異常渇水時の緊急水の補給

検証要領細目第4に基づき、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案、概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出、異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の異常渇水対策案の立案

複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案は、河川整備計画等において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の異常渇水対策案の1つは小石原川ダムを含む案とし、その他に小石原川ダムを含まない方法による15案、計16案の異常渇水時の緊急水の補給対策を立案した。その結果等は4.5.1～4.5.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による異常渇水対策案の抽出

小石原川ダムを含まない15案の異常渇水時の緊急水の補給対策案について概略評価を行い、利水者等からの意見も踏まえて、小石原川ダムを含む4案の異常渇水対策案の抽出を行った。その結果等は4.5.4に示すとおりである。

(3) 異常湧水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の異常湧水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.5.5及び4.6.4に示すとおりである。

1.1.5 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、小石原川ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.7に示すとおりである。

1.1.6 費用対効果分析

費用対効果分析についての、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

小石原川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年12月22日の準備会において設置し、その後、平成24年8月10日までに4回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1.2-1に、検討の場の実施経緯を表1.2-2に示す。

検討の場の構成員は、小石原川ダムの所在地、小石原川の洪水はん濫区域や利水受益地に係る地域の代表者からなっている。

表 1.2-1 検討の場の構成

	所属等
構成員	福岡県知事 佐賀県知事 久留米市長 朝倉市長 筑前町長 東峰村長 大刀洗町長
検討主体	九州地方整備局 局長 独立行政法人水資源機構 理事長

※オブザーバーとして、利水参画者である福岡県南広域水道企業団及びうきは市も参加。



図 1.2-1 筑後川水系流域図

表 1.2-2 検討の場実施経緯

(平成 24 年 8 月 10 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に 係る検討指示	国土交通大臣から九州地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
平成 22 年 12 月 22 日	検討の場（準備会）	<ul style="list-style-type: none"> ■規約・構成員等について ・「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 ■「今後の治水対策案のあり方について 中間とりまとめ」について ■筑後川流域の概要について ■検証に係る検討の進め方について ■利水参画者に対する確認・要請について
平成 23 年 3 月 18 日	検討の場（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■小石原川ダム建設事業等の点検 ・総事業費、工期 ■治水対策案の検討 ・複数の治水対策案の立案について ・複数の治水対策案への 26 方策の適用性 ■利水参画者からの回答について
平成 23 年 12 月 15 日	検討の場（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■小石原川ダム建設事業等の点検について ・堆砂計画の点検、計画の前提となっているデータ等の点検方法 ■対策案の検討 ・複数の治水対策案の立案 ・概略評価による治水対策案の抽出 ・利水参画者の必要な開発量の確認について ・新規利水の必要量の算出確認 ・複数の利水対策案の立案 ・概略評価による利水対策案の抽出（案） ■利水参画者等への意見聴取 ・「利水対策案」について、利水参画者等に依頼
平成 24 年 3 月 27 日	検討の場（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■利水対策案に対する意見聴取の結果について ・概略評価による利水対策案の抽出（案）についての利水参画者等からの意見を紹介 ■対策案の検討 ・概略評価による利水対策案の抽出 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案 ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出 ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案 ・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出 ■パブリックコメントの募集について ・「立案した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」を対象
平成 24 年 8 月 10 日	検討の場（第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> ■小石原川ダム建設事業等の点検について ・計画の前提となるデータ ■パブリックコメントで頂いた意見について ・「立案した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」等についての意見を紹介 ・各目的別の対策案に関するパブリックコメントに対する検討主体の考え方を説明 ■対策案の検討 ・治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価 ・利水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価 ・流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価 ・異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、総合評価 ■検証対象ダムの総合的な評価 ・小石原川ダム建設事業の総合的な評価 ■意見聴取等の進め方

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成24年3月29日から平成24年4月27日の30日間に「これまでに提示した複数の対策案(治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案)以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案(治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案)に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。募集期間内に、治水対策案に対して延べ個人16名、団体2団体から、新規利水対策案に対して延べ個人11名、団体2団体から、流水の正常な機能の維持対策案に対して延べ個人10名、団体3団体から、異常渇水時の緊急水の補給対策案に対して延べ個人14名、団体2団体からご意見を頂いた。その結果は6.2に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

「本報告書(素案)」を作成した段階で、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、九州地方整備局事業評価監視委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページで公表した。